

残櫻記

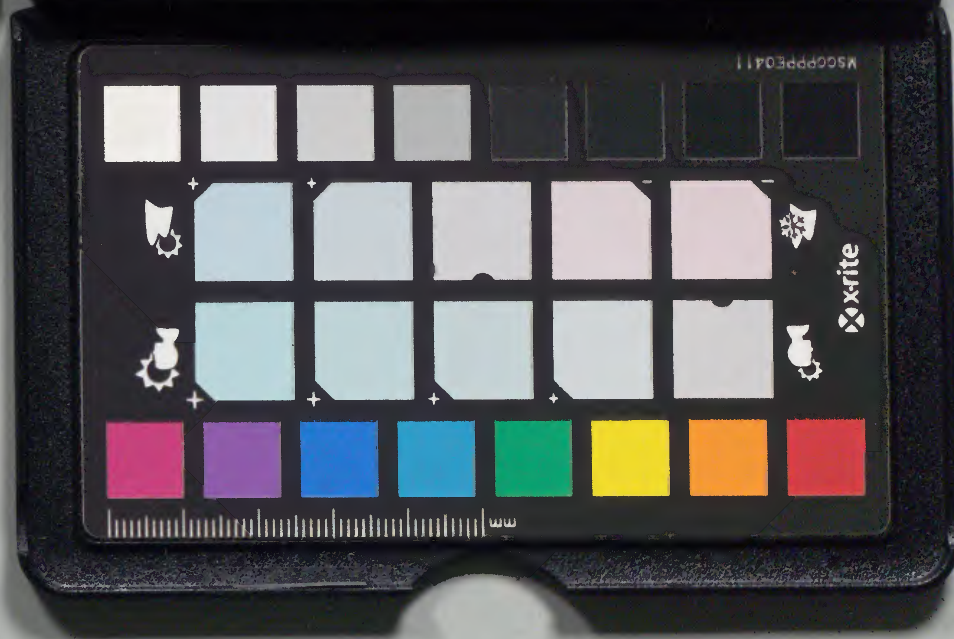
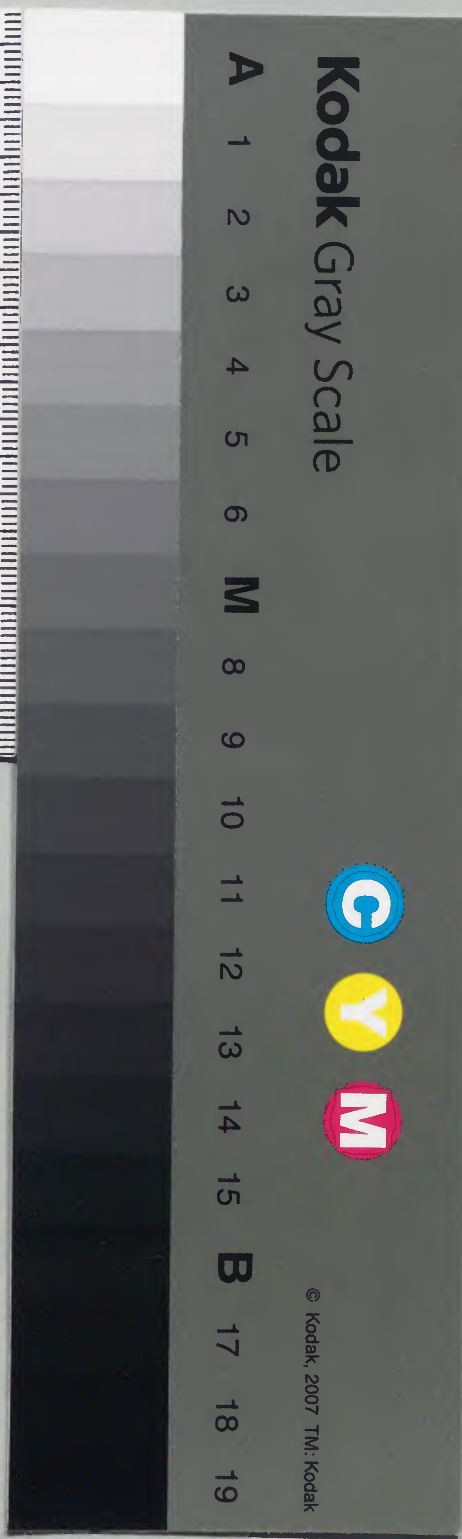
附論

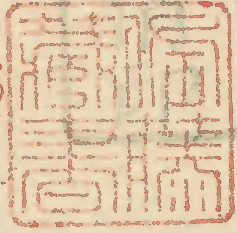
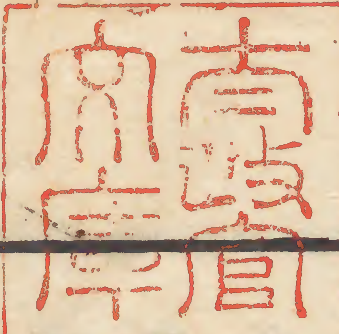
下

		和書門	
		八	五
		六	六
		九	三
二	五	六	六
冊	架	函	號

庫文閣内		和書	
一四〇函		八	五
一		六	六
九架		二	六
		冊	號

内閣文庫		
番號	和	8566
冊數	2 (2)	
函號	140	241





残櫻記

附論

伴信友稿



或人此下書を見^テ因^テ論^ヲむら^ク。壽永の乱、小木曾義仲等、平家茂討む^ルとして都^ヲ攻入ける時、平宗盛公をばど^ク。一族あ^ハら^ハく都^ヲ落つ^ル。安徳天皇、以神器と^シも^シに擁^シ奉^リ。あ^ハら^ハく西國のわ^ケう^レ行幸^ス。奉^リま^シた。都^ニて後白河院法皇、此御^ヲをのら^ハひ^マ。後鳥羽院を御位^ニ即^シけ^テあ^ハら^ハる^ヲ移^シひ^マ。あ^ハら^ハれ^バ此時天^ノ下^ニ小^ノ天皇二^ニお^シら^ハ御坐^ス。あ^ハら^ハる^ヲが^ハら^ハる^ヲ。其世^ニ生^キ遭^フ。

○残櫻記下

○一

たらしまの。いづれは眞の天皇とあふぎて仕奉るべ
きと。と論ひむ。既よ栗山愿と云へる人れ保建大記よ
くまを論む。至以船擁三器爲我真主則要質鬼神而無
疑百世以俟其人而不惑といふるを大義オキキヨリふとらふ
き。然るにその序のくる三宅緝明の論よ。以神器之在否
ト人臣之向背者議竟不合。といふるは漢風よのこなる
る例の儒者見形り。とおぼ申るはいふのふ。と云ふるは
の終對へくいふ。緝明ぬの序文のその論辨を詳よ
述らまは。いづのゆる見ふの知るづけをまはらうか
矣ぬ。愿の此時は遭たらしむに。安徳天皇を真主と爲る

し。と云ふるは素とを然事あり。論らふまはらぬ
事形がら。其論らくるやう。かふもいづれも三種の神器
と擁するは。眞主と爲べ義形ありとまはら
道よ決免するは。神道の真理の趣を心得ず。世ふは凶事
も相交する。其凶事此行とわくも在ぬべき。幽
き縁由を窺ひ悟る事のいふまはらう。然と論む決
めたるもの形を。但し彼時は當りて。安徳天皇素より
天皇よ坐しよを論ふまはらう。擁奉るする平
家憎しき。併とく天皇よ射向ひ奉るべきもはらう。假
令此時義仲等。皇胤の御子残取立海からせ。神器を犯し

南方の宮づつ人ども起る。神璽^{カミ}被^レし奪^ト奉^ル。十年あま吉野の山中^{ヤマナカ}に於^リて事^{コト}あり。論者もし此^{コト}時^トは遭^フひしつら海^{ウミ}しつら^ノバ^ノの^ノハ^ノセ^ノむ^ノと^ノなる。神寶三種の中^{ミナ}も^モあ^ハら^ハ神璽^{カミ}の^ノ高^{タカ}天^{アメノ}原^ノあ^ハら^ハ天^{アメノ}照^ノ大^ノ御^{ミコト}神^ノの大^{オホ}御^{ミコト}ら^ハづ^ラら^ハ皇^{スメミマノ}孫^ノ尊^ノ小^ノ授^ヲた^マふ^ル事^{コト}也^{ナリ}。天津^{ツクシ}璽^{カミ}の^ノ舊^{キム}は^ハ真^{マコト}の^ノ神^{カミ}寶^{タカラ}あ^ハら^ハ御^{ミコト}代^ノ御^{ミコト}代^ノの^ノ天^{アメノ}皇^ノの^ノ大^{オホ}御^{ミコト}許^ノを^ヲち^ヲち^ヲ給^ルは^ハぬ御^{ミコト}護^ノなる^ル事^{コト}也^{ナリ}。然^カる^ル禍^{マガ}事^{コト}の^ノ所^{トコロ}を^ヲし^テど^カし^テ。事^{コト}終^ハる^ルも^モ其^{ソノ}の^ノ禍^{マガ}事^{コト}の^ノ極^{キマ}多^クし^テ。志^シま^スの^ノ所^{トコロ}の^ノ事^{コト}少^クし^テそ^ノの^ノ所^{トコロ}を^ヲも^ト原^{モト}より^テ天^{アメノ}津^ノ日^ノ嗣^ノの^ノ御^{ミコト}事^{コト}也^{ナリ}。天^{アメノ}照^ノ大^ノ御^{ミコト}神^ノの^ノ御^{ミコト}事^{コト}依^ヨる^ルの^ノは^ハ小^{コト}し^テ。三^ミ種^ノの^ノ神^{カミ}寶^{タカラ}と^ト堅^{カキハ}石^ノと^ト常^{トキハ}石^ノと^ト天^{アメノ}地^ノと^ト共^ニに^テ動^{ウツ}る^ル形^ノ

く。鎮^{チシム}坐^カさ^スべき^ノ理^ノの^ノは^ハや^ク神^{カミ}世^ノ小^{コト}定^ノあり^テ給^ル御^{ミコト}事^{コト}形^ノを^ヲた^マは^シひ^メえ^テ天^{アメノ}皇^ノは^ハ大^{オホ}御^{ミコト}許^ノと^ト歸^カり^テ入^イら^セま^スま^シひ^よき^ナ。此^{コト}後^ノ漸^{ヤカク}く^ク世^ノ中^ノ静^{シズ}ま^リ。つ^ツひ^ニ古^コの^ノも^モま^ま終^ハる^ル所^{トコロ}也^{ナリ}。免^ケる^ル事^{コト}也^{ナリ}。大^{オホ}御^{ミコト}世^ノ小^{コト}立^タつ^ツの^ノ趣^ス也^{ナリ}。残^{ノコ}櫻^ノ記^ノも^モ云^ハへ^ルが^ガお^おと^と。ま^まが^がて^てか^かの^ノ大^{オホ}事^{コト}へ^テ殊^トと^ト熟^{ユク}く^ク神^{カミ}代^ノの^ノ根^ネ本^ホは^ハ真^{マコト}寶^ノの^ノ道^{ミチ}理^ノ小^{コト}も^モづ^づき^キ。む^むの^ノ事^{コト}蹟^ノも^モ替^カへ^テ合^アせ^テ。辨^ワへ^テさ^さら^るる^ル所^{トコロ}は^ハ道^{ミチ}の^ノ學^{ガク}也^{ナリ}。され^レど^ド今^{イマ}か^から^らち^ちづ^づつ^つる^ル論^ノひ^ひ。い^いそ^そま^まく^くも^もや^やし^しく^く。か^から^らあ^あし^しく^くも^も畏^{オソ}き^オら^らざ^ざら^らの^ノ梨^ノの^ノし^し

○かく書し置る後。近頃或人の説。建禮門院右京大夫

集。壇浦少く安徳天皇此御事ありける御所をさぬ
戎記ある文小門院入水御所と云う戎。渡邊黨源五右
馬丞熊手をもつとあはれとて奉る。按察の局同トク
存命と。但し先帝つひり浮御せしを。今上是ハ御存
命と云ふととあはせり。その今上御存命と云ふ安徳
天皇の御事を申せる所。そののみ建禮門院の女房
みくあを侍る右京大夫が。さうらう書あるせる集所
を記す。あはれや。真實の御あをさぬありける戎。
表小と海よ入る崩ませるさありは。のらひる。源氏を
欺き。天皇を邊陲に潜幸せし奉る。さうらひ
す。

今阿波國祖谷といふ山中。此地名の伊夜といふ。祖谷と書くは。さうらひし。
安徳天皇の潜幸は。さうらひる舊蹟。文治二年正月朔
日。崩ませる由語傳る。栗枝渡といふ所は御陵あり。
歸空梁天大禪定門と法号し奉る。後其處に祠を
建る祭を奉り。八幡宮と称さ。海と別れと云ふ
所は。天皇此御斂戎祭する社もあり。鉾大明神と称さ。
さうらひの天皇は仕奉る所。門脇宰相平國盛卿。平國
尊卑分脈を案する。門脇中納言教盛卿の二男。さうらひ
官位見え。又宰相は仕る。事公卿補任も見え。
此傳説は。あはれと云ふ。行在
所は。仕る。さうらひ。あはれ。手勢百人を率
て來渡るといひ傳て。國盛卿のさうらひ黨の子孫八家

あり。其古事ども成海さ〜語を傳へたる由。くハ
〜記と云ふ紀行の書あり。又豊前國小倉領カシミア隠蓑村と
云ふ山里あり。安德庵といふ寺あり。亦終も同天皇潜幸
の御隠所カクレガあり。陵又侍臣に墓あり。又長門國豊浦
郡下関シモノセキ小皇陵山阿弥陀寺といふ所あり。同天皇の御
影堂もあり。宸儀八歳に御木像あり。左右に平氏は
公卿たち此画像を掲カぎ並べたり。天皇潜ヒシメに此地に遁を
幸イデし。崩ツリるなりと云傳るあり。又近き頃摂津國能瀬ノセの
山中にも。同帝の潜幸し。〜所トコロあり。〜仕
奉る官人此。其御事記置る文を持傳たるものありと

。其寫成もさきり。亦終を終り。天皇世を憚るのむ
〜所トコロ潜幸の地成替へあり。〜誤り傳へ
たるあり。〜海中小入る崩海せるふと云
らざる事明なり。といふあり。さるはひみぶきむが〜と云
るがうへり。さるは三種の神器の御ゆ〜ふさへ。おの
づから疑のひをく〜。か〜も〜凶説マカゴトな
り。〜今其説のむが〜ある由を論ひ定む〜。まづ
その右京大夫集礼詞也。上のの〜也。云くの歌は次
小。ひき低ヒサて。あづまか〜。小〜。壽永三年二月云々。
と吾妻鏡の本文を假字に書か〜を注ツぎり。そま小因チナと

て又同トさる。同書の門院ヨリシモ以下此本文字注せり。もとより集の詞にのり。其を普通の印本よりある。後入。吾妻鏡の文を抄ヌキ出て書入たるが。集の本文は詞小纏入るものなり。形むい。此右京大夫の。天皇都を出る。まゝの時より。都小止より。在。趣集中小見えを明ぬるものなり。と。三月廿四日の條。於長門國赤間關壇浦海上源平相逢。各隔三町云々。及午刻平氏終敗傾。二位禪尼持寶劍。按察局奉抱先帝春秋八歳共以没海底。建禮門院入水御之處。渡邊

黨源五馬。以熊手奉取之。按察局同存命。但先帝終不令。浮御若宮今上者御存命云云。ある文の門院入水御之處。と。其中。今上是の御存命と云々。若宮今上者とある。若宮の二字を脱し分注。此本文。兄を是と誤るものあり。本比。この後四月十一日の條。西海飛脚泰申平氏討滅之由。廷尉進一卷記中原信。是去月廿四日於長門國赤間關海上中先帝没海底御下若宮并建禮門院無為奉取之中内侍所神璽御座寶劍紛失愚

慮之所覃奉^ル搜^リ求^ク之^ヲ下^ニと見えたり。さそ吾妻鏡小若宮成
今上の御兄と注^ニを多^クた。諸書を極考する。高倉天皇の弟
二皇子。平義範女。少将、局、腹。惟明王の御事あり。安徳天皇は御弟。後
鳥羽天皇は御兄なり。さそ成今上御兄と記する。當時
既^ス都^ニあり。後鳥羽天皇御位を知食しと記する。後
つるが故あり。源平盛衰記に。此王は御事を。此宮ハ當時
の帝は同じ御腹の御兄。もしの事あらば儲君までと。二
位殿さのしし具しはわらさるる。今年七歳と
あらせるとみえ。又愚管抄に。二位、尼の養むまらさ
る。御船に乗せ奉る由あると記する。此王の御ありさ

海^ニもふさぶあり。二位、尼ハ清盛公の室小て、建礼門
院の御母。安徳天皇の御外祖母を
り。此王ハ平氏ハ黨のいひあをさる。もし天皇の御上よ。
於もたばある御事のおと。海したらむと記す。心は
ひふし。太子が終よさだた奉るあり。さそ成。於
りひやら終る。いよ。あは是なり。海に安徳天皇御事
あり。後。その王は御う。ハ。百練抄に。文治元年四月廿
五日。神鏡璽自鳥羽入御坐朝所。中義経等奉相具若宮御
入洛。侍從信清相具院御車奉迎。と見え。若宮お終る
り。此事源平盛衰記にも見え。此王後より三品親王よ
り。あされ。又後。僧と形あり。ハ。聖圓と称し。さる由
書どりに見え。承久三年五月四十三歳よと記す。元暦二年よ七歳
あり。よ。一代要記歴代皇紀に見え。元暦二年よ七歳

被用清凉殿御劔仍以璽為先而承元讓位時承元四年土御門天皇順德天皇御讓位あり有夢想自伊勢伊勢とい天照皇大神宮あり進之次に引く神皇正統記に證し已來又准寶劔以劔為先也此劔普通蔣繪也心得奉るると記させ給ひ神皇正統記にも平氏比ひ之後内侍所神璽ハ遷り入らせり寶劔ハつむよ海小沈みを見えだ其頃ほひハ晝の御座に御劔或寶劔擬せらるるを以て神宮の御告めく神劔を奉らせりいふより近頃おての御守なりき云く西海ハ沈みし崇神天皇の御代よおれ造るへら終り劔なりうせぬる事ハ末世にありしやとくらるる事と熱田の神あり

ある御事なりと記させりあるは御事ハ趣ハ何々りもよく辨へし心得なき奉るる事ありあはれある事。此記の例神宮とある事なき事あり伊勢天照皇大神宮の御事なり其件ハ文の近頃までの御守なりきと記されし語意を雅しく論ふ事ありそののみ避去し事をのたまふこととくもあはれどさる趣ある言はれひハ此記の形なるの文體を心あらはしし由なり其形を文意當今より御守とあり坐し海由なり其保建大記よりハの神器還御の事或夏四月鏡瓊入京師以晝御座劔擬寶劔との書し後又大神宮の御告め奉らせり神劔をりて永く御代器とせざるをあひたり由をいさざる其記ハ限る事ある建久三年の後此事と決める事あるべし其記ハ記しざるも御事或嚴重とせざる事あり其の書ハ見えざるにありぬべきを疎かにし晝御座の形をくらりたりあり今ハ御物もハ晝御座の形をくらりたりありぬべきを疎かにし然るは太平記ハ北朝の貞和四年の秋伊

勢國^{クサキ}崎の神戸小住る。下野阿闍梨圓成と云るる山法
 師。大神宮小千日詣と云く。潮を垢離小の或る。海邊へ出
 ずる小。沖より奇しきさぬめく流寄たる物を得たりと
 て。三鈷柄の劔形あり。長さ二尺五六寸なるもの成都
 二持参りて。さぬく奇怪しき事どもをあらん申し。
 又足利直義朝臣の神告の夢みきりといるるにあらせ
 て。此も成城壇浦みく失るる所寶劔形なり。と或る由流く
 らしん申しける成。日野大納言資明卿の執奏し。ハ
 月十八日仙洞花園天皇の御事なり。是年十一月十一日崩。ありけり。奉りくる
 成。穿議ありて請取らせむ。此貞和四年南朝の正平
 四年小く。三種神器ハ。後村

上天皇の吉野行宮院宜あり。圓成成直任の僧都よ
 受傳りて坐す。され。恩賞此地をさへ賜ひけり。然るに勸修寺大納
 言經顯卿むより成を信トす。あは佞臣の所為み
 く。真の寶劔あらぬ由成辨りて。諫奉ら成ける成聞食し
 けり。またまひ。やがて其物を出して。平野預ト部兼員宿称
 預賜ひ。圓成小賜むた。院宜を召返されける由き
 あり。經顯卿の忠言よあり。然る凶物マカモノを速に棄させ
 るむ。時小をさへ。あつとり免て。功よな
 むねをける。又續古事談。神璽寶劔。神の代より傳
 りて云く。かゝる免をき成ねる也。けり御多のらも此。

目のまゝなるやうせふきと記さり。此文より神璽寶劔と
りて失ふ事ほが^コお中く^コ或^コえ^コる^コ申^コし^コげ^コな^コれ^コど^コ意^コの
寶劔に^コう^コき^コて^コひ^コる^コみ^コく^コ。寶劔の其世は近^コ矣^コ頃。西海に
て失ふ事へ^コる^コ由^コなり。此書は^コあ^コふ^コが^コの^コは^コやく^コ記^コし^コ置
る^コを。建保七年より出^コる^コ。更^コり^コ書^コ集^コめ^コる^コ由^コ奥^コ書^コより
え^コて。寶劔の失ふ事^コは^コ元^コ暦^コ二年^コより。三十年^コあ^コり^コ後^コり。
さら^コふ^コあ^コり^コの^コへ^コたる^コ書^コな^コれ^コた。件^コの^コ文^コは^コ前^コは^コ寶^コ劔
の失^コへ^コる^コより^コ記^コし^コか^コる^コが^コ故^コ也。目のま^コあ^コふ^コ失^コへ^コる^コき
この^コる^コもの^コある^コこと^コ決^コし^コな^コる^コひ^コを^コ件^コの^コ文^コり。目^コは
ま^コあ^コふ^コと^コひ^コる^コ詞^コ也。心^コ減^コひ^コま^コる^コあ^コり^コたら^コむ^コを。此

書は^コそ^コ時^コ軍^コに^コ立^コし^コ人^コの^コ記^コさ^コる^コみ^コも^コあ^コる^コは^コし^コ書
ご^コぬ^コ混^コり^コく^コあ^コり^コれ^コば^コら^コき^コま^コる^コ。但^コし^コ神^コ璽^コは^コさ
ら^コあ^コり^コ終^コに^コ。寶^コ劔^コを^コも^コ。神^コ代^コら^コり^コ傳^コへ^コる^コより^コひ^コる^コ
は^コ訛^コなり。西^コ海^コより^コ失^コへ^コる^コ寶^コ劔^コは^コ。宗^コ神^コ天^コ皇^コの^コ摸^コし^コ造^コ
ら^コせ^コる^コる^コ御^コ物^コなり。神^コ代^コより^コ祭^コ傳^コを^コり^コあ^コり^コは^コ神^コ劔^コは^コは
やく^コ景^コ行^コ天^コ皇^コに^コ御^コ世^コなり。熱^コ田^コ宮^コに^コ齋^コ祭^コら^コを^コあ^コひ^コる^コ
あ^コき^コ形^コく^コた^コし^コま^コり^コもの^コを^コ也。さ^コら^コ又^コあ^コり^コ或^コ人^コの^コ記^コよ
言^コ舉^コせる。安^コ德^コ天^コ皇^コ潜^コ幸^コ阿^コ波^コ國^コ祖^コ谷^コなる^コ古^コ事^コなり。寛^コ政^コ五^コ年。
き^コま^コる^コは^コし^コ阿^コ波^コ國^コ祖^コ谷^コなる^コ古^コ事^コなり。寛^コ政^コ五^コ年。
讃^コ岐^コ人^コ菊^コ地^コ武^コ矩^コが^コ祖^コ谷^コ紀^コ行^コより^コ委^コく^コあ^コり^コる^コ。其^コ記^コさ^コる

事どもへはらうききたる事どもをきかえさう終ど。其さ家
せる傳説の實事小合いざる事い。上に證ども成あがら
論ひ辨りたるがぶら。縦モレその事實あらむふい。神器も
大御身に從うせ奉るづき成。然サいせうをあらせざら
とりても。その實あらぬ事知るほし。はまそ此紀行す。天
皇の后も坐ミはしける由あり。三好郡貞廣村サカヒロに其陵あり。
後み祠を建て若宮大明神。まゝさあわの神とも称する。又
のれ舊家の中。八幡大菩薩と書たる旗一旒。八幡大菩
薩嚴嶋大明神某大明神。と三神名を書きたるがほのかり
見ゆる旗一旒と。持傳るるをみきり。此旗色むい

赤のまが。漸うはらうかものありと云傳へる。今
の其色も見えぬよし。形ども記せり。ゆりふら此
の國盛朝臣。竊に軍場を遁き。妻子從者あつて成率る。これ
山中小落來り。幼童をあらへる。尊びがふりてあり。
天皇は潜幸して御迎の來り成待ちする由に欺きあ
しらす。世成つくさきまを成。ゆりし然サいあり
継たるもの。ゆりまをえき家。このほの西國に。平知盛卿
の天皇は御ミ成なる由。ゆりそつみ語傳ふる流の人。實たこ
ろときりゆるも。この祖谷人に類なりと察るを。さう
又天皇の后は坐ミまする由に欺る。あまも然るべき
小女成あらへら。ゆりまをえき。后が流なりと欺きたるを

ゆざし。然^サに^カ御母后形りとゆざむある婦女の在、
けるを。たゞ后と語^リ傳へたるふてもゆざむ。會津人
文の著せる山路の假標といふ書に阿波の曾谷^{大谷}の
は^誤た^りぬと^いふ山路^の神爾寺^の山寺^{あり}。
り代^の過去帳^に開山神爾和尚^の村老^の口傳^{あり}。
安德帝世をほ^のり^ます^は寶算五十^ののり^の坐^{あり}。
深^きの御毛と御紐刀を藏^{する}宮^{あり}。とき^りる^由記
傷^造説^みを^あら^{ざる}の^はあ^らか^今る^社寺^のあり^る。
その説^はあ^らか^らざる^{こと}あら^ば。或^はあ^らか^らざる^後人^は此^をを^り。
た^り。僧名を神爾とい^ふ由^りを^り寺^の号^とし。又^劍神社^は
靈實^の成^りを^り趣^{あり}。その^ら人^の郊^にあり。
の^あら^るち^えは^るむ^とき^あら^るや^や。あ^らか^ら豊前國^を
る^を於^の終^りの^あら^る聞^はる^にば^ら終^りど^實然^のふ^とる^ら
ゆ^らむ。あ^らる^も祖^谷あり^と。大^のふ^似る^る趣^{あり}と^その^い

あ^らる^ら。あ^らる^ら長門國^の御影堂阿弥陀寺^に。文治元年
七月の玉海^に。先帝御事示送其狀^云。畧^中如^大師^當勘^申仰^長
門國^被建立^一堂^尤為^上計^歟。上^奉始^先帝^凡為^戰場^終命^之
之士^卒等^可被^置永^代之^作善^也。且^是叶^先朝^追尊^之趣^又
為^罪障^懺悔^之法^歟。但^國土^殊凋^弊。營^造若^有煩^者。強^雖非^火
急^漸可^給土^木歟。愚^案之^旨大^概勒^狀。以^此等^趣可^被計^奏
狀^如件^と記^す終^る。同^二年^閏十二^月二十^二日^の記^す。
長門國^可建^一堂^之由^可宣^下者^皆任^御定^可宣^下之^由仰^了
了^玉葉^も玉^海と^同日^の記^す。奉^為安^德天^皇於^とみ^え
長門國^建一^堂依^不擬^神社^無奉^幣之^沙汰^也。
る^もあ^らる^も其^御堂^に因^らる^寺成^も建^{あり}ける^が。今

○殘櫻記下

○六

も共ニ在るな家ぞし。但しその阿弥陀寺を皇陵山と称
ふ事也。於のまをいふが聞かざる。長門人以此山号の
聞ざる事なり。きんめくを法。その實形を問ふ。陵も
師の謾言なるがしといく。在るもあれ。其の後のさうら
みみづをわがあるあや。論みまでもあらざ。世に長門本
家物語の。もと此寺より出たを。○長門人の語る
ら。其國の豊浦郡殿敷村は小丘のゆを。安徳天皇の
陵なりともいふ説あり。其里ありては。さきも
乃ゆい出する。そのら説あり。はらに證なきことな
り。又摂津國能勢の山中あり。云くといふ。能勢
郡出野村の農民。勘兵衛といふ者。け屋の棟木は。竹筒
藏りて結び着て在るける文書也。近ぶら見出したりと

て。よくあきくめく書寫せるを。はやく文化十三年の頃。
人の見せたる成考へ正しく記し於る成。今於りひ出
て書はく。まゝその文書のさぬい。みやび免あたる假字
文は書て。歌も四首づつ見ゆ。奥に「建保第五丑年九月
二日從四位上侍從行左少辨藤原朝臣經房花押左古曆
へ」と書とち免たるもの形。あくとその書あるせ家大
旨は。壽永四年壽永二年安徳天皇世の乱を避く。西國に
遷幸す。御跡みく。後鳥羽院推して御
位を知食し。翌年更元暦の年号を建らしきり。是
是年の此頃。其元暦二年なり。なるを。なる素よりの壽
永の年号を用て記する趣。三月廿四日檀浦みて二位
り下り。此定みく記する。三月廿四日檀浦みて二位
尼の計らむとらり。典侍大納言局某く於の是經房。大

輔判官種長。郡司景家等主上を守護^{マモリ}はるを。小舟あて
遁^カれさせ奉る。二位尼の源氏の兵を欺^カりむがき免^レに。知
盛卿の末子よ主上の御衣を着^ツけ。御劔めきたるもの
をあげり人。主上小従ひ奉るさる。共に海に沈み
ぬ。主上^{モリ}成を件の入く守護奉る。石見伯耆但馬成歴と。
六月十五日摂津國能瀬の長尻なり。のまの郷といふ所
よ坐^マせし仕奉る候^{コト}と。翌^{アサ}る壽永五年五月十七日主上
崩^クるひより。御陵の事を。御衣御調度を岩崎とい
ふ所よひもむあづる奉る。八つの宮と申る崇免奉る
成。後より若宮八幡宮小合せい。やまひ祭る仕奉る。志

のる小己が子孫の絶む事をのめり。種長景家が勸
むるあつづひ。典侍大納言局を妻む。御社に仕奉る。
とづのら耕作の業して在る候。子左古麻呂といふお
あき。今年廿六よ形をね終り五十歳お終りぬ。又種長
ハ十九年前小死^シ。其子刑部太郎といふお廿八歳よ終り
とあり。景家と十三年死よ終り。子小次郎。平三郎は
うちよあり。そのあり。ねの終死後よひより。かく在る
し。これを子孫に傳む。ある。おける由記せるま
のあり。さる。その文の劣^クり。さる。そのかみ
はらちつきあら。さる。その記せる事。ねも。さる。



何るぞ其事のさぬおともいふべ。一目見ても虚偽文
 事著けむ。論ふもきくらぬも其ながら、其記せし事
 ら能くやまうらぬを。猶その虚言たる由の證をいふべし。
 ほづ件の文の中。壽永四年十一月種長景家らが志の
 都大物へ出づ。供御の料に調度ねむるなり。多歸を
 る事成りぬ。都よと君を安徳天皇とす。きくへまら
 ぬ。と書けり。あまのいみじい妄言なり。あは謚號決定奉ら
 ぬ。と書けり。いそ申る壽永四年今架三年よ何なる。文治三
 年四月廿三日の事あり。玉海百練抄等ふら。くも
 混るなり。さうら小事實よ合はむ。は。経房卿と辨官補

任み據りて考るに。嘉應二年。左少辨正五位下。承安三年
 乙。權右中辨從四位下。同十月廿一日。從四位上。壽永三年
 乙。前年七月安徳天皇 左大辨從三位。同九月十八日權中納
 言よ為されあるより見え。又尊卑分脈。卿の傳ふ。正二位權大
 納言正治二年二月廿二日出家。今日進辭狀。同年閏二月十
 一日薨。と見えある也。建保の頃。既く世よ凶き人なるを。
 なる。在世の人としていふむより。正二位權大納言と署さ
 るべきを。從四位上侍從行左少辨。と書ると違ふ。前官と
 せむも。從四位上の左少辨より。侍從より終する
 れたり。事とあはれむ。侍從より終する
 あり。書けり。見えたる事なり。但し其を書よと見え

ざるよこそいふ所。實^{マコト}あらむも知らざといはぐいふ所し。
比^ヒも侍従の下小行と書るを位署の例^カに乖^ヒる。いづの
う己^{オノ}が位署^イ書違^ヒあるも、いづの所^{トコロ}に誤^{アヤマ}りあるの違^ヒよ
る。その偽^{イツハリ}書^{カキ}ある事^{コト}著^{トク}し、いづの所^{トコロ}に誤^{アヤマ}りあるを也。あく多^タ又そ
の文書の添書^{ソヘガキ}。経房卿の事^{コト}。元仁元年壬申八月七日逝。
行年五十八歳とあるも違^ヒる。そをいづ元仁元年の干支
は甲申^{カチノチ}なるを。壬申と書る。又此卿の薨^{ナゲ}年^{トシ}は。系圖^{ケイト}小正治二
年^{ニシ}薨^{ナゲ}五十八歳とあるも。辨官^{ハツカミ}補任^{ホトメ}。嘉應二年^{カエイニシ}の時^{トキ}は二十
八歳とある小符^{コカヒ}ひまれば。件の添書^{ソヘガキ}もまた妄^{マコト}説^{セツ}なり。かく
て又其文の奥^{ウラ}に。世嗣^{セイト}の名書^{ナノカキ}あり。其^ノ始^{ハジメ}は経實^{ケイジツ}と擧^トる。左

近行年八十三歳。文永八年未三月二日。と書てそれより十
三代^{サント}に當^マりて。経^{ケイ}久^{キウ}久^{キウ}右衛門^{ウヱモン}五十二歳。天正十五^{テンシウジウゴ}年^{ニシ}四月十
八日。と代^カ々^カ小同^{コトウ}倒^タし書^{カキ}継^{ツグ}たる^{トキ}。但^タ十一^{イチ}
下^{シタ}りて。市郎^{シロウ}兵衛^{ヘイヱ}とあり。いづの経^{ケイ}實^{ジツ}の譜^フ。左近^{サキン}と書る
記^キし。没^{ムシ}年^{ネン}は。あるも。いづの経^{ケイ}實^{ジツ}の譜^フ。左近^{サキン}と書る
は。経^{ケイ}房^{フウ}卿^{ケイ}の子^コなり。といはる。左古麻呂^{サコマロ}の事^{コト}ときあらべく
記^キせるも、あり。さて其^ノ経^{ケイ}實^{ジツ}は。その建保五年^{ケンポゴ}の書^{カキ}る本文^{ホンモン}
に。我子^{ワガコ}左古麻呂^{サコマロ}廿六歳と記^キしたる人^{ヒト}あり。文永八年^{モンエイハチ}と
齡^{ナシ}八十歳^{ハチジュウシ}なるべきを。譜^フは八十三歳^{ハチジウサン}と書るも違^ヒる。いづ
其^ノ代^カ々^カの中^{ナカ}に。経^{ケイ}春^{ハル}が没^{ムシ}年^{ネン}は。文禄二^{モンロクニ}年^{ニシ}と書るもまた違^ヒる
也。其^ノ年^{ネン}は干支^{カンシ}を癸己^{スイキ}なりとある也。又二代^{ニダイ}と十三代^{ジュウサンダイ}と
經^{ケイ}久^{キウ}といふあり。い

中を遠長に語りて傳へたる代々の中みは、まさしく一なる由
 中みありは、ゆききふもあらはれど、その所せは、まきひして、
 族もゆききふもあらはれど、その所せは、まきひして、
 の孫の字、或勘解由、次あるは、勘太といひ、ゆき勘兵衛とい
 ふ、あるは、此文書の在ける家主の名、或勘兵衛といひ、
 其記ある代々の字、その在ける世ご
 ろゆい、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、
 書も、世嗣の名書も、本文と共に作し書するも、ゆきまき、
 もあるは、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、
 一づきの偽妄文作し出し、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、
 らは、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、
 ありても、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、
 神器の事あり、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、

ても心で、ゆきまきは、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、
 津は百姓、池田惣平といへるもの、宅の棟木は、昔より
 結ひ附、ゆきまきは、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、
 箱ゆき、開き、ゆきまきは、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、
 粟七斗、借用之、於歸國無之者、時、將軍、可預裁断者也、文治
 四年四月十一日、池田惣平殿、伊豫守、源義経、花押、右筆、龜
 井六郎、と書し、ゆきまきは、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、
 べて事状は、合ひ、ゆきまきは、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、
 へ、小義経と文治五年閏四月、衣河館あり、自殺の由、吾妻
 鏡に、ゆきまきは、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、
 むも、事も無き、前年の四月、頃、北秋は、渡るべき、
 ゆきまきは、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、
 事を謀らむと、ゆきまきは、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、ゆきまき、

あま天は御ある一はその御申くへの一とちをさるる
あまされたる中山は見留みもかぬしくよむみもかしく
く身小あみ多う人なむおあゆるうひのあまをこの神は御
あまこれ吉事禍事何事とよと何やしく思ふとあまか
き世の人此心ぬはのりあまは事何ら終へあるやうこ
せ海ら免とうつん思ふよあむ何りけあそもく大伴佐
伯の氏と遠つ神世より朝廷をぬゆる武士の家あるは
はのあちほひたりこのやれ家々もうつまかちりも書れ道
尊とあまふ事いきてきて世の人此心よまかぬあま心ぬ
あまあま後へかちほくもかしあまきさあまら大御心の
大御

心あらぬいとさむい出海一を来ていせもかあま大御中
らひは雲霧はあまを立る事くあまを大御かつみよはり
あまあまゆあまよ一出来くむつまう仕うまうる武士と
もあまのれよぬもくあまを御勅命ありまこれ
さうあたり引くあま何かあま氏人く終への氏人とそ
あまあま及あまあま親子はらうら立りこの終くあまい
ひはく君の御あまあまを父もあまあま兄もあまあま
あまあま何らそあまあまつの人たりはあまあま後ほひり
あまのあ家の私事ようあまあまそのうらあまあまの
あまあまあまあまとはのりあまあまあまあまあまあま
あまあまあまあまあまあまあまあまあまあまあまあま

高きかきく上下の心をせらるる人にてはさか
う大御心も大御心である世はく鎌倉山の山風もさ海の
うら波吹ちらう終へんさるるも海は流るるを流るる
同一さそ野の山下風も人よあさあり吹ささくはくも
かきくき現津御神さあらしさあらしも遠つ島々よはふ
まあくささ奉る久方天つ日嗣もあさあき風の海
海ふはうらははき海し〜大御安見殿よあさあし終ふ
年月の海ももあき居立のあらしさあらしもあらし御心
の〜あらし家高く品高き官人さあらしもあらし心残心とせ
九重の都よありあらし浪よあらしあらし〜あらし心

人もあらし人もあらし〜あらしもあらしもあらし也
か〜あらしあらしのあらしのあらしの軒の下露かけあらしも
あらしのあらしの御世は御ありあらしあらしあらしけるか
く多又あらし山下風のは〜あらしも今あらし世の民草よあらし
〜あらし〜あらし見え〜あらしあらしの武士あらし〜あらし心
あらしあらしあらし〜あらし大御心あらしも今あらしあらしあらし
あらしあらし思わ〜あらしあらしあらしあらしあらしあらしあらし
あらしあらし武士あらしのあらしあらしあらしあらしあらし山下
風もあらしあらしあらしあらしあらしあらしあらしあらしあらし
あらしあらしあらしあらしあらしあらしあらしあらしあらしあらし

よそよらを流るる河と名よおふ下根のまゝう河と
方よたのひうを流るる事流海き流のまありをいやくと
河らくまかしく事流みあがりちむらまを鎌倉山よ
とりとたまたは遠づ島山よう流し奉り流とけのまぬま
や流るあらひよ河らひ小きわと流うあらむの流き流
小北南と二方よ大朝廷も立りたのれましくて天の下
西東風浪のまゝ流也む時形くそまをく流年月流あむ経
くふうをむむ此ふみよあはされまるとより野はと野
のたかく山櫻花咲ちる春秋を経る神とも神と流まを
御子まち大君まち真木たつあら山中小むむいそま

流谷よ友よふ鹿猿のしゑ御垣ふちわく岩はるる山水の
音流のし朝ゆふあは聞あらしや流ひいそせき木うられ
り安美大御心もなかりわらし流ひと流はそしくそ
ひやくきまのしぬきま流れや流あらよたむやこのま流ま
しまあひうとあられ流ししくていそまかあしくと
もかしくけ形くいそまうとあはらとふ小形むありまら
るまういもいの形る神の御心ちりまのあまけるふこの
りま今かく此ぬみよあむる事流跡流見奉るふも涙
も袖みまられ世のありまぬいそむうとあくま人もそ
ま流きまう小むむ河まらるるま流あつと流のら此ま

伴信友翁著述目録
 一長柄山風
 一神社私考
 一瀬見小河
 一中外経緯傳
 一假字本末
 一正卜考
 一鎮魂傳
 一駿杉 稻荷神
 一蕃神考

在刻

六冊
 六冊
 四冊
 六冊
 四冊
 三冊
 一冊
 一冊
 一冊

一松藤靡 藤原家血統

一竹榮抄 皇子諸王賜姓例

一若狹旧事考

一殘櫻記 明德後南朝官方之事蹟及神皇御動座之事

一周易私論

一高橋氏文考

一和氣系圖附考

一表章伊勢日記附證

一上野三碑考

一字知都志麻 神武中洲之御事及平城帝之御事

一冊

一冊

一冊

二冊

一冊

二冊

一冊

一冊

一冊

一冊

一中臣被要解

一冊

一動植名彙

十冊

一源順家馬毛歌合注

一冊

一史籍年表

一冊

一鈴屋翁年譜 附學道要語

一冊

一應聲考

一冊

一長谷寺縁起剝偽

一冊

一比古婆衣

廿一冊

一神璽三辨大刀契考

一冊

一八所御灵考

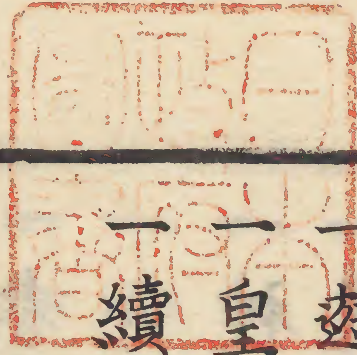
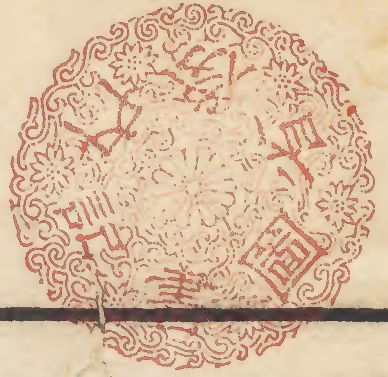
一冊

二冊在列

在列

- 一 八幡神考 一冊
- 一 寶鏡秘證 一冊
- 一 倭姬世紀古文考證 一冊
- 一 佛神論 一冊
- 一 真卷弓韞考 一冊
- 一 射実私論 一冊
- 一 神樂催馬樂私論 一冊
- 一 神樂催馬樂歌奇語考 附風俗
東歌 一冊
- 一 獸肉塩湯考 一冊
- 一 越前敦賀郡官社私考 一冊

- 一 方術原論 一冊
- 一 参考姓名錄抄 一冊
- 一 和名抄国郡卿考證 一冊
- 一 神社古縁起類集 一冊
- 一 逸文風土記 一冊
- 一 逸諸國國內神名帳 二冊
- 一 古文書集 凡二十冊
- 一 古文書抄出 八冊
- 一 古唱集 一冊
- 一 古文物小集 二冊



- 一 古墓誌集 一冊
- 一 王のつる學のことくさ 三冊
- 一 武邊叢書 三十六冊
- 一 赤穂義士流芳 九冊
- 一 朝鮮荒山碑記事 一冊
- 一 遊古世 古画抄出
職人哥合 五冊
- 一 皇居避灾例 一冊
- 一 續修國史姓名抄 十四冊

嘉永三年庚戌十月

書房

- 東武 須原屋茂兵衛
- 浪花 岡田屋嘉七
- 紀列卷 河内屋喜兵衛
- 皇都 河内屋茂兵衛
- 皇都 帶屋伊兵衛
- 皇都 大文字屋共三兵衛
- 皇都 林 芳兵衛
- 皇都 上菱屋庄次郎

